

東大阪市告示第 129 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、東部大阪都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 28 日

東大阪市長 野田 義和

1 都市計画を定める土地の区域

東大阪市善根寺町一丁目から善根寺町五丁目まで、日下町一丁目から日下町八丁目まで、西石切町一丁目から西石切町六丁目まで、中石切町三丁目から中石切町六丁目まで、東石切町二丁目及び東石切町六丁目、北石切町、布市町一丁目から布市町四丁目まで、元町一丁目及び元町二丁目、池之端町、弥生町、額田町、宝町、立花町、南荘町、喜里川町、河内町、五条町、客坊町、東山町、新池島町二丁目及び新池島町三丁目、上四条町、六万寺町一丁目から六万寺町三丁目まで、上六万寺町、下六万寺町一丁目から下六万寺町三丁目まで、若草町、御幸町、瓢箪山町、池島町一丁目から池島町三丁目まで、横小路町一丁目から横小路町六丁目まで、鴻池徳庵町、鴻池元町、中鴻池町一丁目及び中鴻池町二丁目、東鴻池町一丁目及び東鴻池町三丁目から東鴻池町五丁目まで、新鴻池町、川田二丁目から川田四丁目まで、古箕輪一丁目、三島一丁目から三島三丁目まで、本庄一丁目、本庄中一丁目、本庄西一丁目及び本庄西三丁目、横枕南、角田一丁目から角田三丁目まで、箕輪一丁目及び箕輪二丁目、島之内二丁目、新庄一丁目から新庄四丁目まで、新庄南、新庄西、稲葉一丁目から稲葉四丁目まで、松原一丁目、岩田町二丁目、岩田町五丁目及び岩田町六丁目、花園西町一丁目及び花園西町二丁目、西岩田一丁目、西岩田二丁目及び西岩田四丁目、吉田二丁目から吉田八丁目まで、瓜生堂二丁目、若江東町一丁目から若江東町六丁目まで、若江南町一丁目から若江南町三丁目まで及び若江南町五丁目、若江北町一丁目から若江北町三丁目まで、若江西新町一丁目及び若江西新町二丁目、花園東町二丁目及び花園東町三丁目、玉串町東一丁目から玉串町東三丁目まで、玉串町西一丁目から玉串町西三丁目まで、玉串元町二丁目、吉原一丁目及び吉原二丁目、加納二丁目から加納七丁目まで、

中新開二丁目、菱江一丁目から菱江三丁目まで、菱江五丁目及び菱江六丁目、水走一丁目から水走五丁目まで、今米一丁目及び今米二丁目、川中、吉田本町一丁目から吉田本町三丁目まで、吉田下島、稲田新町一丁目から稲田新町三丁目まで、森河内東一丁目及び森河内東二丁目、西堤西、川俣本町、川俣一丁目、楠根一丁目から楠根三丁目まで、七軒家、長田三丁目、長田西三丁目から長田西六丁目まで、長田中二丁目、長田中四丁目及び長田中五丁目、長田東一丁目、長田東三丁目及び長田東四丁目、西堤本通東二丁目、高井田中五丁目、西堤楠町二丁目及び西堤楠町三丁目、西堤本通西二丁目及び西堤本通西三丁目、新家一丁目及び新家三丁目、新家東町、新家西町、藤戸新田一丁目、荒本新町、荒本二丁目、荒本西三丁目、御厨四丁目、御厨中二丁目、御厨南二丁目、寿町二丁目、渋川町一丁目から渋川町三丁目まで、下小阪二丁目、下小阪四丁目及び下小阪五丁目、上小阪四丁目、東上小阪、南上小阪、友井一丁目、友井二丁目及び友井四丁目、衣摺三丁目から衣摺五丁目まで、大蓮北三丁目及び大蓮北四丁目、大蓮南四丁目及び大蓮南五丁目並びに近江堂一丁目地内

2 縦覧場所

東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市都市計画室